

## 役員報酬規程

社団法人日本リサーチ総合研究所

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本リサーチ総合研究所（以下「研究所」という。）定款第17条の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、研究所が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 理事長は、理事会の議決を経て、役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、月額報酬及び特別手当とする。

2 月額報酬は、理事長が別に定める。

3 特別手当を支給する場合は、職員給与規程に定める職員の特別手当の支給基準に準じて支給する。

4 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬一本で支給することができる。

(通勤手当の取扱い)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支払と控除)

第6条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支給する。

(補則)

第7条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。